

平成26年6月高浜市議会定例会会議録（第3号）

日 時 平成26年6月11日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 鷺見宗重議員 (1) 高齢者福祉について
(2) 防災行政について
2. 小嶋克文議員 (1) 防災行政について
(2) 消防行政について
3. 内藤とし子議員 (1) 子ども・子育て支援新制度導入に関する課題について
(2) 町内会未加入世帯について

出席議員

1番	長谷川 広 昌	2番	黒 川 美 克
3番	柳 沢 英 希	4番	浅 岡 保 夫
5番	柴 田 耕 一	6番	幸 前 信 雄
7番	杉 浦 辰 夫	8番	杉 浦 敏 和
9番	北 川 広 人	10番	鈴 木 勝 彦
11番	鷺 見 宗 重	12番	内 藤 とし子
13番	磯 貝 正 隆	14番	内 藤 皓 嗣
15番	小 嶋 克 文	16番	小野田 由紀子

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	神 谷 坂 敏
教 育	長	岸 上 善 徳
企 画 部	長	加 藤 元 久
総合政策グループリーダー		木 村 忠 好

人事グループリーダー	野口恒夫
総務部長	新美龍二
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	内田徹
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	山下浩二
福祉部長	神谷美百合
地域福祉グループリーダー	杉浦崇臣
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー兼介護保険・障がいグループ主幹	篠田彰
生涯現役まちづくりグループリーダー	磯村和志
保健福祉グループリーダー	加藤一志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	磯村順司
文化スポーツグループリーダー	岡島正明
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	平山昌秋
都市防災グループリーダー	芝田啓二
上下水道グループリーダー	竹内定
地域産業グループリーダー	杉浦義人
学校経営グループリーダー	内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	森野隆
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（磯貝正隆） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしく願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（磯貝正隆） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

○議長（磯貝正隆） ここで、1番、長谷川広昌議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

1番、長谷川広昌議員。

○1番（長谷川広昌） 昨日一般質問の中で、本庁舎の賃貸は財務省によると全国の自治体で聞いたことがないというふうに私申し上げましたが、総務省によるととの間違いですので、申しわけございませんが訂正をよろしく願います。

○議長（磯貝正隆） ただいまの1番、長谷川広昌議員の発言訂正の申し出について、議長において許可いたしますのでよろしく願いをいたします。

それでは、これより本日の日程に入ります。

○議長（磯貝正隆） 日程第1 一般質問を行います。

11番、鷺見宗重議員。一つ、高齢者福祉について。一つ、防災行政について。以上、2問についての質問を許します。

11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の鷺見です。通告に従って一般質問を行います。

高齢者福祉について。

（1）「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案——以後、介護・医療総合法案とします——」の介護保険に関する改正点とその法案の撤回を国に求めよについて伺います。

現在、介護・医療総合法案は衆議院を通過し参議院で審議が行われています。19本もの法律の改定を含んでおり、内容は多岐にわたり、参考人質疑と地方公聴会の11時間を含めてもわずか39時間の審議でしか行われていません。しかも、参考人や陳述人からは撤回を求める声や強い懸念が相次ぎました。どんなに貴重な意見が出されても、採決ありきで意見を聞かずに審議が進められました。

では、介護・医療総合法案の中身で問題となっている介護法案の制度を改正する内容について

お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 今回の改正の内容見直しということでございますが、大きな柱といたしましては、地域包括ケアシステムの構築それから費用負担の公平化ということが大きな柱となっております。

地域包括ケアシステムの構築では、介護、医療、生活支援、介護予防を充実、強化すること、また、予防給付の訪問介護、通所介護を地域支援事業へ移行し、新しい介護予防、日常生活支援総合事業を実施すること、そして、特別養護老人ホームの重点化などが挙げられております。

一方、費用負担の公平性では低所得者の保険料の軽減割合を拡大するという、それから、保険料の上昇をできる限り抑えるため所得、資産のある人の利用者負担の見直しを行うことというふうにされております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、要支援1、2の保険外し、地域支援事業への移行についての背景はどうか教えてください。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 背景ということでございますが、要支援の方が求める多様な生活支援サービス、これに対応するためには多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される、こういった体制が必要であるということ、また、介護人材の確保が困難な中、高齢者がその担い手となって高齢者を支える社会の実現が求められているといったことなどがその背景とされております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、予防給付の訪問介護、通所介護の地域支援に移行したとしても、要支援のサービスの質を低下させることにつながるということが懸念されますが、保険給付と地域支援サービスの種類の違いはどうなっているのか。

また、全日本民主医療機関連合会の調査では、訪問介護を利用する要支援者の8割、通所介護では要支援者の9割近くに何らかの認知症の症状があることがわかりました。高浜では要支援1、2で認知症の症状がある方はどれくらいの割合でいますか。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） 要支援1、2で認知症の症状のある方でございますが、まず、要支援1、2というふうで認定される方におきましては、予防給付の対応ができるということで要支援1、2というふうで認定されることとなっております。

逆に申し上げますと、要介護1では、認知症のある方が介護予防の理解できないような御様子の方が要介護1で認定されますので、要支援1、2では基本的に認知症状のある方はございません。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 認知症の方はいないということですね。

総合法案で要支援者は専門的サービス、訪問介護と通所介護を保険給付で受けられなくなるわけですが、かわりに市町村が代替サービスとして今でも行っている地域支援事業のほうに移行するということになるわけですが、政府は専門的なサービスが必要な人は市町村が適切に判断して提供すると説明してきました。ところが、日本共産党の高橋千鶴子議員の追求に対し、厚生労働省の田村氏が示した専門的サービスが必要な人の基準は極めて狭いものでした。

（1）として日常生活に支障を生じる認知症の人、（2）として自分の生活管理ができない人、（3）コミュニケーションなど社会性を構築できない人、（4）として退院直後で集中的な支援が必要な人の4つでした。

要支援者に対する訪問、通所介護を介護保険から外すことによって、初期の認知症の方への支援が大幅に切り下げられ、家族の負担が一層深刻になり、早期発見、早期対応という認知症ケアの原則に反し重度化を早めることになると思いますけれども、この意見に対して見解をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG主幹（篠田 彰） そうした方々におかれましては、国も示しておりますように現行サービスの相当サービスが提供できるということとされており、必要な方においては地域支援事業の中で現行サービス相当サービスが提供されることとなります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 原則としてそういう形にされると思いますけれども、ただ、利用料の問題で外す方も中にはいるのではないかという問題も1つあります。これが1つの問題です。

次の見直し点は、現在入所している人には適用されず、要介護1または2の新規入所希望者であっても特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には特例に入所が認められることとされている。また、このため現状とそれほど大きな差はなく、實際上大きな混乱は生じないとの意見があります。原則として新規に入所できなくなる要介護1及び2の者に対しては、特別養護老人ホーム以外の選択肢を整備することが重要であるとの指摘があります。

高浜市の対応はどうなるのか、また、現在の待機者は何人になるのか、この待機者の対応をお示しく下さい。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） まず、待機者のお話でございますが、これは2月末の現状でございます。安立荘それから論地ガルテン合わせまして150名程度ということになっておりますが、この中には将来的にお世話になりたいといった希望者の方も含まれているということを御理解いただきたいというふうに思います。

基本的には、先ほど議員おっしゃられたとおり市町村が適切な関与のもと施設における入所の検討委員会を経て特例的に入所を認めていくというようなことになってまいります。また、その詳細については今後国のほうから示されるということになりますので、そういった内容を踏まえて、整備のお話も少し出ましたけれども、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 現在すぐに入所が必要でないと言いますけれども、老老介護でいつ介護している方が病気になって急に介護ができなくなるということも考えられますし、先ほど150人というふうに聞かれましたけれども、希望が多いということでも、こういったことがあると大変たくさんの方がすぐにでも入らなければいけない状態になってしまいますので、こうしたあり得ることです。このときになって入所できないというおそれがあるので、必要なときに必要な介護は受けられないということが問題ではないでしょうか。これが2つ目の問題です。

次に、年金収入280万円以上の方の利用料を2割以上、所得で160万円以上の方の利用料を現在の1割から2割に引き上げようという見直しも含まれています。2割負担になる方は高齢者の5人に1人に上ります。月々の保険料で収入による負担を求められる上で、いざサービスを利用するときまで収入で差をつけられることは保険の建前に反するものです。今でも利用料負担の重さからサービス利用を諦めている人たちが多く中で、それに拍車をかけるもので、必要な介護が受けられなくなるのではありませんか。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 議員おっしゃるとおり、サービスの利用を控えるといったケースは現実としては出てくるのかなというふうに考えております。ただ、そういった場合はしっかりと本人に寄り添った形で調整をしていくということ、加えて、家族全体での負担も考慮しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 負担がふえることは間違いないと考えますけれども、また、国会で田村厚生相が2割負担は可能であるとした論拠を、モデル世帯年収359万円の方で支出を引いても60万円残るという説明がありました。日本共産党の小池議員の追求で、年収350万円の消費支出は342万円で、税金を引くと60万円どころか35万円足りないという指摘したところ、田村氏はこの論拠を撤回しました。

ほかにも介護保険だけでなく医療制度にも大きな改正があります。地域医療は医師不足や看護師不足が進み、医療崩壊と言われるほど深刻な危機にあります。本法案は診療報酬改定とあわせ急性期の病床を削減し、患者を在宅医療や介護へ誘導する仕組みをつくるものです。そのための地域医療構想の策定に当たっては、新たに民間病院にもペナルティーを科して病床規制を行います。今でも早期退院が迫られ、患者はリハビリもないまま在宅に戻されています。

特養ホーム待機者が52万人を超える中、ショートステイの長期利用など高齢者の漂流している実態が明らかになってきました。政府は重度でも在宅でのかけ声のもと、医療行為を看護師に移す特定行為を訪問看護の切り札と認めました。法施行後、省令によっても拡大できると言います。こうした地域における医療及び介護総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案は、市民に対して負担は大きくなると同時に医療・介護の利用も抑えられてしまうことが予想されます。

高浜市としてこの法案を撤回するよう政府に求めるべきではないかと思えますけれども、見解をお示してください。

○議長（磯貝正隆） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） 鷺見議員もおっしゃいましたとおり、ただいま国会のほうで審議がなされているということでございます。その経緯を注意深く見守っていきたいというふうを考えておまして、現時点での撤回は求める考えは持っておりませんのでよろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも、今いろいろ問題点を指摘したわけですがけれども、撤回を求めることはしないということはちょっと市民には冷たいような感じはします。

次に、第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の作成にあたって新たな課題や方針等スケジュールについての質問を行います。

第5期介護保険計画・高齢者保健福祉計画が2年間通過しましたが、新たな課題がありましたらお答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 5期の計画の総括ということにつきましては、現在6期の計画の策定に向けて分析や評価を行っているというところでございます。

今後アンケート調査も行っていきますので、その結果も踏まえて次なる取り組みへと反映していく予定でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 第6期の計画のポイントは、どのようなことをしていこうかという考えは何かありますか。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 6期の計画のポイントといたしましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた地域包括ケア計画と位置づけて策定、実施するということとなります。

市町村の計画のポイントでございますが、計画期間の給付費を推計して保険料を設定するというだけではなくて、2025年のサービス水準や給付費、保険料水準なども推計するといったことが

主なポイントとされております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 第5期の保険料は県下で2番目だと思いますけれども、高い基準月額なんですけれども、これが5,260円です。保険料の算定の考え方について何かあればお答えください。

○議長（磯貝正隆） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（竹内正夫） 算定の考え方ということでございますが、これまでの計画同様、国が提供しておりますワークシートを活用して推計をしていきたいというふうに考えております。24年度、25年度の給付実績等を勘案するとともに、まず人口それから要介護認定者数、こういったことも踏まえてサービス料の見込み料を推計して、保険料を推計していくということとなります。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、上乘せ、横出しサービス分の福祉政策を行えばという前からの指摘をしておるんですけれども、その分の給付を減らして一般会計で措置するということができます。現に知立では住宅改修分は住宅改修補助金として一般会計で行っています。

上乘せ、横出しサービスの分は福祉政策で行うなど保険料の軽減で市民の負担を減らすことをお願いして、次のサンビレッジ（ゴミ焼却場の余熱利用施設）のお風呂無料券利用を求めるの質問に移ります。

碧南市では高齢者の外出促進による保健保持と地域社会との交流を図るため、65歳以上の市民に対してごみ焼却場の余熱利用施設、サンビレッジの浴場などが利用できる利用券を年間24枚配付しています。

高浜市においても同様のサービスを実施するべきと考えますけれども、その考えはありますか。お答えください。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 高齢者の健康増進や介護予防は、どこの市町にとっても喫緊の課題となっております。

高浜市では、みずからの健康づくりに励む高齢者、それからボランティア活動に参加をされている高齢者の方をいきいき健康マイレージという制度を実施し、応援をさせていただいております。また、閉じこもりをなくし地域の皆さんと交流していただくために、生涯現役のまちづくり事業も推進をしておるところでございます。

このように高齢者の健康増進や介護予防の取り組みは、各市町の地域の実情を踏まえまして特色ある事業を展開しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 私ども日本共産党高浜市議団に手紙が届きました。医者に勧められプール

に行っています。碧南の友達は24回の無料券をもらい、中略、ひとり暮らしは毎日苦勞して生活しているのに残念ですといった手紙が届きました。

また、碧南市は高齢者の無料入浴サービスに力を入れているのに、今回同様のサービスが実施できないのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） 碧南市は総合計画におきまして、高齢者入浴サービス事業を快適な日常生活のための支援と位置づけ実施しておるわけでございます。

私ども高浜市の総合計画では、その人らしく暮らせるまちづくりを進め一人ひとりの元気と健康づくりを応援するという目標を掲げております。そして、まちづくり指標といたしましてボランティア活動に参加したことがある人の割合ですとか、運動やスポーツを行っている人の割合というものを設定させていただいております。これらの指標を達成するには、碧南市さんのようなお風呂に特化したサービスよりも、いきいき健康マイレージ事業ですとか生涯現役まちづくり事業を推進すべきであるというように考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 24枚無料券を出すということは、マイレージに参加していない方もいる、健康自生地に参加していない人でも送られてくるわけで、参加を促進するという意味でも有効な施策だというふうに思いますけれども、その見解はいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 生涯現役まちづくりグループ。

○生涯現役まちづくりG（磯村和志） お隣碧南市さんの入浴施設の利用券の交付の制度なんです、確かに市内に住所を有する65歳以上の方が対象でございますが、利用申請が必要になってまいりまして、実際に申請を出されて許可された方に無料の入浴券が配付されるというもので、市の当局から無条件に65歳以上の方皆さんにお配りしておるということは伺ってはおりません。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 独自にそういった形でやれば、閉じこもりの高齢者にも外に出る機会がふえてくるので、そういう点で進めていってほしいなというふうに思います。

次に移ります。

次は防災行政についてです。

浸水対策についてということでお伺いします。

昨年8月6日の豪雨災害において、沢渡町1丁目付近、名鉄三河線と五間道路の間の地域でも床上浸水、床下浸水、車がつかって故障など被害がありました。

浸水対策として、ここには何か考えているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 昨年8月6日に発生いたしました集中豪雨では、沢渡町1丁目の一

部で一時的な道路の冠水があったという報告は受けております。また、道路の冠水により住宅の敷地が低い箇所、それで、そちらの付近の宅内の浸水が発生したという報告も御本人からいただいております。

こうしたことから、改めて降雨時に現場周辺地域区域を含めた排水系統の調査をいたしております。その結果から、排水施設等による排水施設の構造的な欠陥は見当たってございません。

しかしながら、集水ますや側溝の一部に開発行為等による住宅建築時に発生しますコンクリートを洗い出し等々で流れたコンクリートのかすが堆積した土砂と一緒に固まっているという箇所が多数見つかっております。こちらの堆積物の除去を既に行っております。

浸水対策といたしまして、雨が降り出した早い段階で側溝に雨水を流入させるため、必要と判断される箇所につきましてはグレーチングにふたを取りかえるということもしております。

また、区域で実施されている開発行為の事業者については、住宅建築時に発生するそういったコンクリートのかすなどの流れが側溝に流れないように、排水の取り扱いについても対応していただくように申し入れをしていただいている状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 次に、雨水の対策は時間当たり50ミリメートルで対策されていると過去に答弁されていますけれども、100ミリメートル対応についてはどういうふう考えているのか、この1丁目についても100ミリメートル対応であるのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 御質問の100ミリメートル対応につきましては、議員もおっしゃるとおり過去の議会で答弁させていただいております。

雨水の放流先であります2級河川稗田川や明治用水中井筋、その他の準用河川なども1時間当たりの降雨量が50ミリメートルで整備する計画となっております。これらの整備計画と整合を図り、高浜市公共下水道計画も1時間当たり降雨量が50ミリメートルで整備を進めております。

御承知のとおり、現在放流先であります河川の改修事業が進められている途中でございますので、100ミリメートル対応の考えは持ち合わせておりません。

沢渡町のところも時間50ミリメートルということでございます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 沢渡町も含めて、最近頻繁にする浸水対策については何か具体的な対策、進めているのか、また、進められているのであればその状況をお示しくください。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 沢渡町につきましては、浸水対策といたしまして先ほどお答えをいたしておりますとおりでございます。

以下、ちょっと個別の対策について御紹介させていただきます。

昨年度でございますが、新田町の雨水対策といたしまして、橋本電気株式会社様の南側の道路にあります市道流作新田線の側溝改修工事を行っております。また、新田町の排水路の越水対策といたしまして土のうによる堤防の堰揚げ工事、排水対策を行うとともに、民有地の貯木場5.4ヘクタールと排水路を暫定的に接続し調整池としての利用を行い、排水管接続工事を実施し排水対策を行っております。加えまして、今年度愛知県にお願いをしております、八幡町地内の2級河川江添川の堤防のかさ上げ工事並びに河川のしゅんせつ工事を実施していただいております。

また、2級河川江添川に流入しております排水管の排水路に、高潮対策といたしまして逆流防止のフラップゲートを取りつけております。

なお、公共下水道の雨水整備は、污水管を整備する地域に合わせて整備を進めております。よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） ありがとうございます。

沢渡町付近の浸水について、この雨水の排水は明治用水に流しているのか、それとも別のところへ流しているのか、そこを教えてください。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 沢渡町付近の雨水の放流先でございますが、公共下水道では春日排水区と神ノ木第1排水区が該当になります。春日排水区が明治用水中井筋に流れ、神ノ木第1排水区は2級河川稗田川に流れております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） そこのところはちょっとわかりにくいんですけども、神ノ木というのはどういうところというのか、今の町名で何丁目になるとかということがわかりますか。お願いします。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今の町名でということで、お聞きになっている皆さんに少しわかりやすく申し上げたいと思いますが、神ノ木の第1排水区というのがちょうど三高の駅それからさわたり夢広場、あれを中心としたエリア45ヘクタールぐらいのエリアでございます。

今御質問の春日排水区というのは、大山緑地を中心とした排水区になっておりまして、この排水区の区分けでございますが、神ノ木第1排水区というのはちょうど以前に沢渡町の1丁目にコンクリートをつくってみえる工場がございまして、今は開発でなくなっておりますが、そこを分けとして南北で分かれております。北のほうは春日排水区で南のほうは神ノ木の第1排水区と、そういうことでございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 続いて、沢渡町の1丁目の先ほどの道路なんですけれども、傾斜が三高駅の方面に傾いているというふうに見えるわけなんですけれども、道路の傾斜についてはどのようになっているのかお示してください。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 一般的に道路の縦断勾配、傾斜になるかと思うんですが、周辺の地形や交差する道路などを考えて整備されております。

御質問のとおり市道中根平松線につきましては、道路の縦断勾配につきまして以前コンクリート製品の製造をしておられました会社の場所から交差点付近に対して南に多少低くなっておるという状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） これから梅雨どきに入るわけなんですけれども、上半期として浸水対策について何らかの対策をお願いしたいと思いますけれども、どうなっているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） まず、上半期の対策として、以下のような対策を現在講じております。

稗田川沿いの低地部分に設置されました各排水ポンプ場の機器類の点検、あと、停電時を想定しました非常用発電機の設置、各排水ポンプ場のポンプ槽のしゅんせつなどを行っております。また、職員により浸水実績箇所の排水構造物、側溝等そういったものの点検、具体的に申し上げますと、側溝、集水ますなどにごみの堆積がないかということを確認を行い、実施をして措置を講じるということを行っております。また、農業関係の排水路につきましても、しゅんせつや草刈りを行っております。

なお、議員も御承知のとおり、先月の5月25日に稗田町と向山町の地域の方々と水防訓練を実施いたしました。訓練では浸水時の警報サイレンの呼応訓練、土のうの積み方の訓練などを行い、建設関係の事業者さん、消防団員さん、市の職員を含めそれぞれが参加して、意識の向上を図っております。

また、6月1日には市民一斉清掃で地域の方々に側溝の清掃等に御協力をいただいております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、具体的にいきますけれども、三高駅東の元職業訓練校があった土地の利用についてなんですけれども、これ何かあればお示し願いたいのと、この場所に建てるとすれば、雨水貯留施設の設置はするべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。何か補足ありますか。

○議長（磯貝正隆） 都市整備グループ。

○都市整備G（田中秀彦） 御質問の旧衣浦地域職業訓練センターの跡地利用につきましては、現段階では具体的な土地利用の計画はございません。

しかし、今年度何らかの活用を考える予定ではございます。そうしたことから御意見といたしましてお聞きしますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 雨水貯留施設の補助についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、この制度については以前も答弁いただいておりますけれども、この補助を広く利用してもらうための広報での周知や導入促進について、今以上の取り組み、さらなる計画があるのか、ないのであれば何か対策を講じているのか、講じるべきではないか。また、雨水貯留浸透施設設置奨励補助金についての実績をお願いしたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 雨水貯留浸透施設の設置奨励補助金交付規則でございますけれども、平成14年12月1日から施行しております。

制度のPRでございますが、市の広報に4月と9月の年2回掲載しております。また、高浜市のホームページ、愛知県のホームページでも助成制度のPRをさせていただいております。

そのほか、下水道工事並びに受益者負担金の関係する方々を対象に毎年行っております地元説明会におきましてPRをさせていただいておりますし、民間事業者が行う開発事業においても助成制度の利用についてPRをさせていただいております。

なお、御質問の今以上の取り組みの考え方でありましてけれども、現在の雨水貯留浸透施設設置奨励補助制度、また、企業誘致奨励制度のメニューであります雨水活用施設促進奨励や透水性舗装等促進奨励の既存制度の活用促進に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、雨水貯留の実績でございますが、平成25年度の実績でいきますと、37件の申請がございました。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも、37件はちょっと少ないように思います。PR、周知もお願いしたいと思いますし、業者についてはどのように、業者については受け取るような感じもしないでもないんですけども、今の答弁の中で、それについてはどうされるのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） あくまでもこういった制度を利用させていただきたいということをお願いしておるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） では、1つの提案ですけれども、民間の大規模駐車場に対して、透水性の舗装にすることを制度化することや、駐車場自体周りをかさ上げして貯留施設として利用するなど協力を得て、固定資産税の減免措置をあわせて考えるということはお考えの中に何かありますか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今御質問がございましたいわゆる大規模な駐車場、いわゆる民間の駐車場を活用してということでございます。

流出抑制の面でいきますと、非常にそれは有効だということは認識をしております。

しかしながら、この透水舗装を今おっしゃられたように民間の駐車場に全て敷くと、それとか、いわゆるかさ上げというような外周を通常よりも高くしてそこに貯留をするというようなことになりますと、これを今のような制度化するような形というのは非常に、一般的な舗装でもそうですが、透水舗装にするということだけでも格段に単価は向上しますので、そういったことも考え合わせますと非常に難しいんじゃないのかなと、大変困難ではないのかなというふうに思っております。

今の段階では、私のほうとしては、今のようなそういった御提案のような考えは持っておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） もう一つの提案としては、遊水する場所をふやすべきことですが、五反田グラウンドに雨水をためるために縁をかさ上げして貯留するというので、全てを使うわけではないんですけれども、敷地面積でいえば1万4,559平方メートルあるわけで、そこに30センチメートル周りかさ上げするというので4,367立米ためられることになり、4.3ヘクタールに100ミリメートル降った分の雨をためることができるというのが私の計算なんですけれども、また、高取小学校には敷地面積約1万8,000平方メートルですが、その半分を使えば2.7ヘクタール分、また、フレンド公園をポンプアップして同様に使用すれば、面積6,997平方メートルで約2ヘクタールに100ミリメートル降った雨水をためられるというようなことなんです。

浸水対策に有効ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 今おっしゃいます確かに周辺グラウンドとか、それから今おっしゃいました小学校の多目的広場みたいなそういうところ、それを外周囲んで土盛りをしてということは有効な対策だというのは理解しますが、グラウンドとか小学校の校庭というのはやはりきちんと排水するときも必要ですし、水をためるという機能を付加するということはそれなりの設備もしていかなければならないですので、今の段階で降った水をそこにためるだけではないんで

すけれども、当然ながら排出をするということも考えなきゃいかんもんですから、いかようにも簡単にはできないというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも、前提案させていただきましたけれども、排水の溝を太くするとか、管を太くするとかいうよりも有効な安価でできると思いますので、何か検討の中に入れていただきたいなというふうに思います。

次に、雨水の対策については50ミリメートル対応で対策されているというのは先ほどの答弁もありますけれども、国が最近提唱している100ミリメートル/h安心プランというのがあります。これについての対応は高浜市としてはいかがでしょうか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） 議員の言われるとおり最近制度ができておりますが、平成25年4月より、従来の計画降雨を超えるいわゆるゲリラ豪雨に対し住民が安心して暮らせるよう各分野の行政機関が役割分担し、関係住民等の参画のもと水浸被害の軽減を図るため実施する取り組みを定めた計画を100ミリメートル/h安心プランとして、国土交通省水管理・国土保全局長に登録するものということになっております。登録されました100ミリメートル/h安心プランは公表されて、その計画に基づき実施する際に社会資本整備総合交付金等による支援が受けられるというものでございます。

100ミリメートル/h安心プランを策定する場合には、高浜市だけでは策定することはできません。河川管理者であります愛知県ですとか、あと地域の住民の参画が必要となりますし、基本方針、計画策定の体制に関する事項、目的達成するための実施内容、計画期間等を考えていく必要があります。関連する河川整備計画ですとか下水道法に基づく事業計画等、関連する法定計画等との整合を図るものとされております。

高浜市では、前の議会でも答弁させていただいておりますけれども、東海豪雨後の平成13年11月から市民参加の雨水を生かしたまちづくり協議会を発足させて、都市化した流域において河川や下水道に流出する雨水をできるだけ抑制する方法を調査し、計画を立案し、促進を図ることを目的として行政と市民が一緒になって勉強した結果、高浜市雨水貯留浸透施設設置奨励補助金交付規則を平成14年12月1日から施行させて今に至っておるわけでございます。いわゆる今言われました100ミリメートル/h安心プラン、こういったものを先駆けてやっていたということになります。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 100mm/hプランということでやってきたというふうに言われましたけれども、ただ、それは50ミリメートル対応のことが足かせになっていて、どうしてもそれ以上のこ

とはできないというふうにも前に答弁いただいておりますけれども、それについてはいかがですか。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） ですから、河川とかそういうもので計画50ミリメートルということになっておりますので、それを超える部分についてはこの雨水貯留浸透施設設置奨励補助金ですとか、例えば、根本的に低地のところをかさ上げするかさ上げ補助、そういったものやってきたということでございます。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） でも、雨水貯留のところでもなかなか計画的にされているのかされていないのかちょっと疑問なところがあって、まだ先ほどの37ということですが、それについてはどういうふうに考えているのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） 上下水道グループ。

○上下水道G（竹内 定） やはり、雨水に対しての関心というそういったものを高めていく必要がありますけれども、助成制度とはいえ市民の方にも負担していただくということでございますので、そういったものを御理解いただきたいと思っております。

○議長（磯貝正隆） 11番、鷺見宗重議員。

○11番（鷺見宗重） 総合的な豪雨対策についてもしっかりお願いしたいなというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は11時5分。

午前10時57分休憩

午前11時5分再開

○議長（磯貝正隆） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、小嶋克文議員。一つ、防災行政について。一つ、消防行政について。以上、2問についての質問を許します。

15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 通告に従いまして、2問について質問をさせていただきます。

1問目の防災行政について。

初めに、自治体の災害時相互応援協定について質問させていただきます。

地震等の大きな災害をこうむった場合、職員の死亡や庁舎の破損等によって自治体はその行政機能が失われ、災害の復旧はもちろんのこと住民サービス等の日常業務にも大きな支障が出ます。

市民に対する行政サービス、復興事業がスムーズに行われるには自治体の災害時相互応援協定を結んでおく必要があります。さきの東日本大震災によっても多くの自治体が行政機能の低下を招き、現在でも他市の応援を受けながら業務をこなしている自治体が多くあります。

平成24年の定例会においても一般質問をさせていただきましたが、協定を結ぶに当たっては、地域に偏らないでなるべく広い範囲にわたっての締結が重要です。そして、何よりも平時からの交流が大事であるかと思えます。たとえ協定が結ばれているからといって、普段からの交流がなければいざというときにスムーズに実行できるものではありません。

1点目として、自治体の災害時相互応援協定の現状についてお聞きいたします。また、今後協定の予定はあるのでしょうか。

2点目として、協定を結んだ都市との情報交換、交流についてお伺いいたします。

前回の一般質問の際には瑞浪市との打ち合わせを行ったとの答弁でしたが、瑞浪市と同じ2005年に協定を結んでいる多治見市とはどのような状況でしょうか。

また、本市においてはボートサミットに加盟している23の自治体と協定を結んでいますが、どのように情報交換または交流を行っているのでしょうか。

3点目として、市民においても本市が協定を結んでいる自治体を知ることは非常に意義あることだと思います。

自治体の名前を知ることは親近感につながります。いざというときには大きな力にもなります。市民に本市がどの自治体と災害協定を結んでいることを周知することも、大事な取り組みであると思います。また、こうした取り組みは市民の防災意識向上にもつながると思います。

次に、外国人に対する防災対策について質問させていただきます。

巨大地震の発生が心配される中、自治体ではいろいろな対策を講じ、防災・減災に取り組んでいるところであります。

本市においても電柱等に高さを表示したり、災害等の発生を知らせる同報無線を設置したりして津波や大雨等の警報に対応をしています。さらには防災ラジオの導入も行っております。また、各種講演会を実施するなど、啓発事業にも積極的に取り組んでいるところであります。

災害が発生したときに外国人の災害時要援護者が安全に避難できる体制づくりも、普段から構築しておかなければなりません。言葉の壁から日常生活においてもなかなかコミュニケーションがとりづらい面があり、総合防災訓練等の防災行事においても外国人の姿を見かけることはほとんどありません。

外国人に対する防災対策として、市及び防災関係機関は言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人等が災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるように、防災環境づくりに努めなければならないことは当然のことです。それとともに、自治体においては、言葉の壁から災害時に情報弱者になりがちな外国人住民の自助、共助を促進し、災害時支援の担い手として行政とも連携

できる人材をつくることが今後の取り組みとして非常に大事なことであります。

岡山県の総社市では昨年の11月、こうした災害時支援の担い手として行政とも連携できる人材を目的に、外国人防災リーダーの養成を行っております。1泊2日の研修会を開催し、救命講習、避難所に備蓄されている支援物資の仕分け作業や多言語防災カードの内容を検討するワークショップが行われました。これには市内在住・在勤の外国人のうち一定の日本語の会話能力があり、外国人コミュニティで影響力のあるメンバーが参加しました。総社市は研修会に参加した15人を外国人防災リーダーに認定しました。15人は今後外国人住民に対する災害時支援や防災意識の啓発とともに、日本人支援者と一緒になって市の防災活動を担っていくとのことでした。

何点か質問させていただきます。

1点目として、本市における外国人の実態についてお聞きいたします。

2点目として、外国人住民から災害時の対応についての相談等が寄せられているのでしょうか、あればどのような相談があるのでしょうか、お聞きいたします。

3点目として、外国人を対象とした防災講話や防災訓練の実施状況についてお尋ねいたします。また、今後どのような計画をされているのでしょうか。

4点目として、総社市の例を紹介しましたが、外国人の住民をただ災害時要援護者として接するのではなく、災害時支援の担い手として連携できる人材をつくることは、地域防災計画を策定する場合においても非常に大事な視点であると思います。こうした取り組みは本市においても大変重要であると思います。御見解をお伺いいたします。

2問目として、消防行政について質問させていただきます。

近年局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目をされています。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる地域防災のかなめと言えます。特に、東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮しました。その一方で住民の避難誘導や水門の閉鎖などで254人の団員が死亡、行方不明になり、改めて消防団の活動が命がけの職務であることが全国の人々の知るところになりました。

しかし、その実態は非常に厳しく、全国的に団員数の減少が顕著になっております。1965年に130万人以上いた団員は2012年には約87万人に落ち込んでおります。その背景には、高齢化に加えて、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減少の要因とされております。

こうした事態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法、いわゆる消防団支援法が成立、施行されました。同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義をされております。

1点目として、本市の消防団員の被雇用者の割合についてお聞きいたします。

2点目として、本市における団員確保の取り組みについてお聞きいたします。

3点目として、自治体職員の入団はこれまで自治体の裁量に委ねられてきましたが、職務に支障がない限り認めるように義務づけられましたが、本市における職員の入団状況及び今後の取り組みについてお聞きをいたします。

4点目として、新たな団員の確保として、大学の防災ボランティアサークルの男女学生が市の消防団の正式な分団員となっている自治体もあります。郵便局員の郵政消防団員、女性のソフトさを生かした女性消防団員、高校生の一日体験入団等団員確保に向けての新たな取り組みが各地の自治体で見られています。

若者や会社員らが活動しやすくするためには、企業や地域社会が発想を変え、支えていくようにならないと、この危機への根本的な取り組みにはなりません。今後の団員確保に向けた取り組みについてどのように考えているのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（磯貝正隆） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、小嶋克文議員の御質問の1、防災行政について、（1）自治体の災害時相互応援協定について、（2）外国人に対する防災対策について、2、消防行政について、それぞれお答えをさせていただきます。

初めに、1問目の防災行政について、自治体の災害時相互応援協定について、お答えをいたします。

先日5月30日に開催されました愛知県防災会議において、愛知県東海地震、東南海地震、南海地震等、いわゆる南海トラフの巨大地震に係る愛知県独自の被害予測調査が公表をされました。本市の被害想定は、理論上最大想定モデルでは、死者の数の合計は約300人で、建物倒壊等で約200人、浸水・津波で約30人、火災で約60人となっております。建物全壊・焼失棟数の合計は5,300棟で、揺れによるものが約3,000棟、液状化で約10棟、浸水・津波で約20棟、火災で2,200棟と非常に大きな被害予測となっております。

このような状況の中、各自治体における災害時相互応援協定の締結は、防災・減災対策の重要な課題となっております。

自治体の災害時相互応援協定については、大規模地震や津波によりライフラインや情報通信網の途絶、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより被災自治体の災害対応能力が著しく低下し、被災自治体とりわけ市町村単独では多岐の分野にわたり、かつ、膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じることが予想され、その対策を迅速かつ的確に遂行するため、自治体相互間またはその他の自治体等との間で震災などにおける相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力体制がとられております。この動きは平成7年1月17日に発生をしました阪神・淡路大震災以降活発にとり行われ、平成8年7月には全国知事会において全都道府県によ

る相互応援協定である全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定が締結され、全国レベルでの応援体制が整備をされております。さらに、さきの東日本大震災以降、全国の各自治体において、次に発生し得る災害への対応を強化するため、新たに災害時相互応援協定を締結する動きが広がっております。

御質問1点目の自治体の災害時相互応援協定の現状及び今後の協定締結の予定でございますが、まず、本市において、平成12年1月に衣浦東部5市で衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定を締結し、平成17年11月には岐阜県多治見市と姉妹都市であります瑞浪市とそれぞれ災害時相互応援協定を締結しております。

災害時相互応援協定の内容としましては、(1)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供、(2)食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供、(3)被災者を一時収容するために必要な施設の提供、(4)この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣、(5)災害救助ボランティアのあっせんなどの応援を相互で行うものなどとなっております。

また、遠隔地としての災害時相互応援協定としまして、平成24年7月27日に開催をされました第25回全国ボート場所在市町村協議会首長会議、ボートサミットにおいて、この協議会に加盟する市町村間で災害時相互応援協定を締結いたしております。

全国ボート場所在市町村協議会には本市を含めた24の市町村が加盟をしており、北からは秋田県由利本荘市、宮城県登米市、福島県喜多方市、南では熊本県菊池市、大分県日田市、鹿児島県薩摩川内市と多くの遠隔地の市町村が含まれております。今回の協定の締結により、加盟自治体間における災害時の備えが強化されたと考えております。

加えて、平成25年7月3日には岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、みよし市、幸田町と本市を含む西三河9市1町の西三河地域全域が連携して広域防災体制を構築することを目的として、西三河災害時相互応援協定を締結しております。

この協定の第9条では、共同事業として西三河9市1町は、この協定による応援を円滑に行うために、共同して防災対策を行うことができるとしてありますことから、現在9市1町の防災担当部局に加え、名古屋大学減災連携研究センター長の福和教授、トヨタ自動車及び中部電力の防災担当者にも御参加をいただき西三河防災・減災連携研究会を立ち上げ、西三河地域全体の広域防災体制の構築に向け防災・減災関係の情報の共有、勉強会などの取り組みを開始いたしております。

また、4月1日からはMCA無線を利用して、大規模災害による通信障害が発生したことを想定し、西三河県民事務所、幸田町防災担当と通信訓練を毎週実施しております。

続いて、今後の協定締結の予定でございますが、現時点で新たなる協定締結の予定はございませんが、今後とも本市と交流のある自治体を対象として、必要に応じて協定を締結してまいりたい

いと考えております。

次に、2点目の協定を結んだ都市との情報交換、交流についてでございますが、まず、平成24年4月に瑞浪市の防災部局の職員2名が本市を来庁され、災害時相互応援協定の確認に加え両市の防災対策についての意見交換を行いました。翌年平成25年4月には本市の防災部局の職員が瑞浪市と多治見市を訪問し、災害時相互応援協定の確認、各市の防災対策についての情報交換等を実施いたしております。また、瑞浪市、多治見市とは毎年人事異動に伴う防災担当組織や担当職員の変更等の連絡を文書により通知しております。

今後の予定とはなりますが、平成26年度中に瑞浪市が防災無線の更新を計画しておりますので、西三河同様に大規模災害を想定した相互応援のための通信訓練を実施したいと考えております。これとは別に、防災・減災に関する問い合わせ等で担当職員が相互に連絡をとり合い、情報交換なども進めております。

続いて、ポートサミットに加盟をしている24の自治体との情報交流については、毎年全国ポート場所在市町村協議会首長会議の事務局が各市町村の防災担当部局、担当職員、連絡先等との調査・更新を行っておりますが、情報交換、交流については遠隔地ということもあり、平時において相互の情報交換、交流が活発に行われているとは言えない状況であります。

次に、本市の災害時相互応援協定の締結自治体の周知についてでございますが、御質問にもございましたが、市民の皆様が本市が災害時相互応援協定を締結している自治体を知ることが非常に大事なことだと私どもも感じております。現在、市民の皆様が本市と災害時相互応援協定を締結している自治体を知ろうとする際は、高浜市地域防災計画の別表に一覧表が掲載されておりますので、こちらをごらんいただく必要がございます。

本市の地域防災計画については、高浜市公式ホームページの都市防災グループの防災関連計画でごらんいただけますが、もう少し見やすくしたほうがよい点もございますので、公式ホームページのトップページにあります災害情報からごらんいただけるように改善をしてみたいと考えております。

次に、(2)の外国人に対する防災対策についての1点目、本市における外国人の実態についてお答えをいたします。

本年4月1日現在の市内の外国人については男性1,160人、女性1,091人で、総計は2,251人となっております。国別で多い順にブラジル人が1,279人、率といたしましては56.8%、次いで中国人が250人、11.1%、フィリピン人が231人で10.3%、韓国・朝鮮人が146人、ベトナム人が122人となっております。

続いて、2点目の外国人住民からの災害時の対応についての相談等でございますが、市役所の日系相談の通訳に確認したところ、外国人住民の方から地震防災マップや水害ハザードマップの配付依頼は数件あるものの、災害時の対応についての御相談は寄せられておりませんとのことで

ありました。

3点目の外国人を対象とした防災講話や防災訓練の実施状況及び今後の計画についてでございますが、これまで外国人住民のみを対象とした防災講話や防災訓練を市が実施したことはございませんが、平成26年度の防災ネットきずこう会において、市民の皆様を対象としました防災講演会を計画しておりますので、外国人住民の方々にも御参加いただければと考えております。加えて、外国人住民の方々から防災講話や防災訓練の実施依頼があれば、通訳などの関係もございませぬが、都市防災グループの職員が対応をいたす予定でございます。

最後に、4点目の外国人防災リーダーの養成についてでございますが、御質問の外国人の防災リーダーを含め、自主防災組織を担う地域防災リーダーの養成は、自助と共助の必要性を住民の方に根づかせ、地域防災力向上のために欠かせない重要な課題であると認識をいたしております。

平成25年6月の一般質問において、小嶋議員から地区防災リーダーの養成についての御質問をいただきお答えをさせていただいておりますが、現時点で高浜市独自の外国人住民を含めた地域防災リーダーの養成講座を開催することは、講師等の確保を含む人的課題に加え、金銭的課題からも難しいところがあると判断をいたしております。

当面は防災ネットきずこう会の活動や既存のあいち防災リーダー養成塾、防災・減災カレッジなどの各種養成講座に関する情報を市民の皆様幅広く提供して、一人でも多くの方が地域防災リーダーとしてそれぞれの地域で御活躍をいただけるよう周知、PRに努めてまいりたいと考えております。

なお、平成26年度に策定をしましたアクションプランの事業計画において、平成28年度までは防災ネットきずこう会による防災・減災活動を継続することといたしておりますが、平成29年度からは新たに防災リーダーの養成を進める計画といたしておりますが、前倒しを含めて検討をしたいと考えております。その際は御質問の外国人住民の方々にも防災リーダー養成講座に御参加をいただけるよう調整をしてみたいと考えております。

次に、2問目の消防行政についてお答えをさせていただきます。

まず、本市の消防団の状況や活動等について御説明申し上げます。

本市の消防団員は本団としての団長、副団長、第1分団から第4分団の各分団30名の120名、合計122名が消防団員として火災や水害といった災害現場での活動や消防団入隊団式の開催、水防訓練、非常招集訓練の実施、愛知県消防操法大会への参加、観閲式、年末夜警、出初式の開催など、積極的に消防団活動を実施しております。加えて、町内会や福祉施設などが実施いたします防災訓練への参加、鬼みちまつりや農業まつりでの消防車両の展示など、地域活動にも積極的に参加をいただいております。とはいうものの、消防団を取り巻く状況は非常に厳しく、全国的に消防団員は減少傾向となっております。本市の消防団員についても被雇用者、サラリーマン化が進んでおります。

そこで、1点目の御質問であります本市の消防団員の被雇用者の割合についてでございますが、平成26年4月1日現在の消防団員122名のうち被雇用者は97名で、割合としては79.5%が被雇用者という状況でございます。

続いて、2点目の本市における団員確保の取り組みについてでございますが、団員確保につきましては消防団員による地域住民への勧誘活動が基本となっておりますが、近年はこれらの勧誘活動に加え、地元町内会と団長を初め、消防団員が新規団員の確保に向けた意見交換会を開催するなど、団員の確保に努めております。また、鬼みちまつりや農業まつりでの消防車両の展示の際に、団員募集のチラシの配布や、来場された子供たちを実際の消防車両乗せるなど、地域の方々に消防団に興味を持っていただく地道な活動も実施しております。加えて、消防団員のOBで構成をされる高浜市消防協会のメンバーの方々も消防団もりあげ隊を結成されて、現役消防団活動を応援されておられます。

次に、3点目の自治体職員の入団に係る今後の取り組みについてでございますが、まず、消防団を中核とした地域防災力の充実に図り、住民の安全の確保に資することを目的として、第185回臨時国会において参議院総務委員長提出により、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、平成25年12月13日に公布、施行されております。

この法律制定の背景といたしましては、平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年東日本大震災等の経験を踏まえ、また、近年局地的な豪雨や台風等による被害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しているとともに、近い将来首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の発生が予測される中で、地域防災体制の確立が喫緊の課題となっているところであります。

一方で少子高齢化の進展、被雇用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等、社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難になっているところであります。

このような状況に鑑み、住民の積極的な参加のもとに消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって、住民の安全の確保に資することを目的としております。

この法律においては、以下のとおり規定をされております。

1点目が地域防災力の充実強化に関する計画の策定、2点目が全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、3点目が国及び地方公共団体による消防団の参加の促進、4点目が公務員の兼業の特例、5点目が事業者・大学等の協力、6点目が消防団の処遇、装備、教育訓練の改善等の消防団活動の充実強化、7点目が地域における防災体制の強化について規定をされております。

自治体、地方公共団体職員の消防団への入団に関しましては、平成25年11月8日に総務大臣から都道府県知事、各市区町村長宛てに親展で書簡を発出し、消防団員の確保について一層の取り

組みがお願いをされております。

本市の職員の消防団への入団につきましては、現在23人の職員が消防団に入団し、活動をいたしております。また、新規入団者の確保につきましては、新規採用職員を対象としました事前研修会の際に、消防団への入団についての説明、依頼を実施しております。ことし採用されました新規採用職員のうち、満20歳以上の男性職員6人のうち4人が消防団に入団し活動しております。

最後に、4点目の今後の団員確保に向けた取り組みについての考え方でございますが、今6月定例会にお諮りをいたしております高浜市消防団条例の一部改正において、消防団員の確保のため消防団員の年齢、居住地等の資格要件を緩和することとしております。また、消防団員の処遇改善のため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、本市の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正を行い、退職報償金の増額を予定いたしております。

将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化には、消防団員の確保が大変重要となります。引き続き、消防団員の確保につきましては消防団、地元町内会、企業等と協力し、地元町内会との意見交換会や企業訪問などを通じ団員の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員各位におかれましても、消防団員の確保につきまして御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

ポートサミットに関しまして、ちょっと再質問させていただきます。

ポートサミットに加盟している自治体との情報交換、これについて再度質問をさせていただきます。

ポートサミットに加盟し、多くの自治体と交流の機会が得られたことは、本市にとっても大変これは有意義であると思います。しかし、先ほど瑞浪市と多治見市について答弁がありましたように、日常からのやはり情報交換とか交流がなければ、いざというときにその実効性がやはり疑問視されます。とはいえ、やはり23市町村との情報交換とは、なかなかこれは厳しいと思います。

それで、例えば南海トラフ大地震の影響を受けない市町村を中心に、例えば、二、三の自治体と重点的に日常的な交流を図っていく考えはないでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） ただいまのポートサミットの加盟の本市を含めます24自治体のうちの二、三個ピックアップしての打ち合わせ等ですが、先月5月にこのポートサミットの担当者会というものがあったそうでございまして、その場におきまして災害協定の今後のあり方、検討についてのお話があったとお聞きをしております。

そのようなところから含めて、今御質問ありました遠隔地でありますこの中から、そういったグループ別なものも含めて今後検討がされればと思っておりますので、ちょっとその動きを今から考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、例えば、大規模災害が発生した場合、例えば、その派遣先を例えば決める場合に、例えばこのポートサミットの事務局が中心になって例えばどここの市町村、例えば高浜に来てくれとか、また、逆に高浜からどここの市町村行ってくれというように、例えば、このポートサミットの事務局が中心となって動くのか、それとも個別的にやはりこれは動くのかということをちょっと確認したいんですけれども。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 一昨年締結させていただきました協定の中で、そういった形のもものが明記は具体的にはされておられません。そういったところも含めて、今後その担当者を含めて検討していきたいと思っておりますので、貴重な御意見ということで受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 2番目ですけれども、先ほど市民に周知の件ですけれども、この高浜市地域防災計画の別表に災害時の想互応援協定を締結している自治体の一覧表が掲載されておりますが、このポートサミットに加盟している市町村の欄ではただ全国24カ所とだけの記載で、具体的な市町村名が記載してありません、これは。それと、今の答弁からも、やっぱりこれは具体的にどここの市町村とやっぱり結んでいるということからも、やはり具体的な名前をこれは記載したほうがいいじゃないかと思っておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 現在のところは、地域防災計画のほうでサミットの加盟というところだけになっております。

この一般質問を受けまして、実は、もう今担当のほうにトップページの防災のほうのページから、瑞浪市、多治見さん、そして西三河9市1町、そしてポートサミットの本市を除く23の市町村の名前を載せた一覧で、加えて、その市町村のホームページにリンクするような形で今張るように計画しておりますので、準備を今しておるといった状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） よろしくお願いたします。

3点目ですけれども、先ほども外国人に対する防災対策についていろんなお願いをしましたがけれども、今年度も防災ネットきずこう会の主催において防災講演会が計画されているという答弁

がありましたけれども、こうした防災講演会の周知につきまして、一般住民と同じような方法では、例えば、外国人の参加が結びつくのはなかなか厳しいと思います、これは。

そういった意味で、例えば、県営住宅とか市営住宅の自治会などのやっぱり応援いただきながら、もっと外国人に対してきめ細かい周知というものはもっと検討されてもいいんじゃないかと思っておりますけれども。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 外国人の方々にも講演会のほうにはぜひ参加していただきたいというふうには、私どもも思っております。戸別に県営住宅にポスティングをするのがいいのか、紙面の都合もありますが、広報のほうにポルトガル語で表記をするのがいいのか、何らかの形で外国人の方々にも目にとまるような形でちょっと検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 平成29年度から新たにまた防災リーダーの養成ということが、今答弁でありました。

これも、今これには外国人の防災リーダーも含めて検討するというふうに答弁いただきましたけれども、とにかくよろしく願いしたいと思っております。

もし、中身でもう少し詳しくわかっている内容があれば、ちょっとお聞かせを願いたいと思っておりますけれども。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 現在のアクションプランでは、平成29年から防災リーダーの養成ということで計画をしております。もうちょっと前倒しをすることも必要かなとも思っております。

具体的な内容につきましては、基本的に防災リーダー養成のカリキュラムというのがありますので、そういった形のカリキュラムになってこようと思っております。

ちょっと1点。今年度の防災ネットきずこう会で、そういった防災リーダーの養成のカリキュラムの中にありますHUG避難所運営訓練、あと、クロスロードというものがありますが、先週の土曜日にHUGのほうは皆さん方にやっていただいております。第2回の6月30日にはクロスロードを予定しておりますので、そういったものを日本人の方だけじゃなくて外国人の方にも含めてやっていただければ、非常に幸いだと思っております。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

じゃ、次の2問目の消防行政についてのほう、再度質問をさせていただきます。

さきほど本市の被雇用者の割合が79.5%、要するに5人に4人の割合で会社に勤めている、そういった御答弁いただきましたけれども、会社に勤めていれば出勤の招集がかかっても、例えば、

仕事によっては即座に出動できない場合もあるかと思えます。もちろん、自営であっても同じこととは言えます。団員においては本当に大変なことだと思いますが、この出動状況はどうでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 出動状況というところですけども、個々の団の方々が30名おるんですが、30名全員がそろうということはまず皆無に等しい状況でございます。火災等があればその所管する分団のほうが緊急的に出動いたしますけれども、ちょっと詳しい数字的なものは持ってはおらないんですけども、当然ながら車両が2台出る、それぐらいの人数は出ておるという状況でございます。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 例えば、もし、災害において、1人当たり年間の出動回数、災害に關しまして、年間の出動回数というのは大体どのくらいでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 昨年の8月の水害のときは、これは皆さん出ていただいております。

そして、ちょっと火災の状況で具体的に申し上げさせていただきますと、25年度の火災が19件ということでございまして、そのうち消防団が出た件数が12件、率といたしまして63.2%の消防団の出動率という形になっております。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 毎年4月に消防団の入退団式ありますけれども、そのときにさせてもらいますけれども、ことし見ますと要するに再入団の方が4名みえました。これは単純に考えると、やっぱり退職、退団された方から新規入団の数を引いたのが再入団かと思うんですけども、最近これどうですか。5年間ぐらい再入団者とは何名ぐらい見えますか。

そして、もう一点は、今の消防団の中で、要するに再入団された方の割合というのは、もしわかったら教えていただきたいと思えますけれども。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） ちょっと過去5年間の再入団の人数というのはちょっと今手元にはございませんけれども、現在の再入団の割合というのは手元でございますので、お話をさせていただきますと、122名の団員のうち22名、18%が再入団という形になっております。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） ありがとうございます。

最後になりますけれども、いろんな角度から消防団員というものをやはり入団ということで今各自治体が考えておるんですけども、この前もらいましたパンフレットに女性の入団ということで、現在愛知県には550人の女性消防団員がいます、火災時の消火活動や後方支援、防災訓練

などの現場活動はもちろん住宅用火災警報器の普及促進、ひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問、それから幼稚園や保育園へ出張防災教室や応急手当ての普及指導など、女性ならではの視点を生かしさまざまなシーンで活躍をしております、こういったふうに書いております。

今当然高浜はまだいないんですけれども、近隣市はどうでしょうか。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 私の知っておる限りでは、近隣市では刈谷市さんが女性消防団、機能別消防団という形で持っております。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） それで、当然、ぜひとも、やはり男性ではできないような面も数多くあると思います、女性消防団員には。これからは、もう高浜市においても積極的に女性の消防団が入団するように取り組んでもらいたいということと、それから、できれば本市の職員から何とかこの突破口を切り開きたいと思っておりますけれども、その点についてお伺いします。

○議長（磯貝正隆） 都市防災グループ。

○都市防災G（芝田啓二） 女性消防団の関係につきましては、以前にも団長、副団長等に御相談をかけた経緯がございます。そのときには団長、副団長のほうから、もうちょっと検討したいんでというお話をいただいております。

女性ならではのソフトな受け答え、非常に高齢者の方に受けておると、そういう状況は私どもも重々承知をいたしておりますので、今しばらく課題として、ちょっとまた団長、副団長のほうにも相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（磯貝正隆） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） どうもありがとうございました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（磯貝正隆） 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうど。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（磯貝正隆） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、子ども・子育て支援新制度導入に関する課題について。一つ、町内会未加入世帯について。以上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告に沿って質問いたします。

子ども・子育て支援新制度導入に関する課題について。

民主党政権が国会に上程した新システム法案は、児童福祉法24条1項を廃止して、全ての保育

所を総合こども園に移行させるものでした。しかし、2012年8月に自民、民主、公明の3党合意により、総合こども園法は撤回され、児童福祉法24条1項が復活しました。24条1項が復活したのは、児童福祉保障の責任を果たすためには、市町村の保育実施責任を堅持することが不可欠であるとの判断です。

子ども・子育て支援新制度によって、就学前の子供たちの保育・教育にかかわる国の制度が大きく変わることになりました。公的保育制度は大きく後退することになります。新制度は、現在の幼稚園、保育園の制度の大改編を狙うもので、特に、政府は認定こども園と小規模保育を保育の受け皿として強く打ち出し、幼稚園、保育園を認定こども園にかわるように促進しています。

静岡市のように、来年度から全ての公立の幼稚園、保育所を認定こども園にかえようとしている自治体もあります。新制度になれば、介護保険制度のように認定を受けることになり、教育、保育など3つの認定に区分されます。今は分けられていない保育時間が短時間（8時間）、標準時間（11時間）とに分けられます。さまざまな施設形態ごとに、職員の配置基準、給食の有無、保育料など、保育の基準や環境は大きく異なります。

こうした制度は複雑難解で、行政や園の関係者らもよくわからないと言われます。保護者の皆さんもどうなるのかわかりませんと言われます。父母にまともな説明もないまま、政府は強引に進めており、やり方も、中身も、大変問題がある制度です。このまま進めたら、現場は大混乱になると制度の中止を求める声も広がっています。

同時に、学童保育の国の制度も大きく変わり、市町村も初めて学童保育の基準を条例で制定することになるなど、市町村の施策も大きく変わることになりました。しかし、学童保育の現状は問題や課題が山積しており、制度、施策の拡充が求められています。

そこで伺います。第1回目の会議でアンケートを集めた際、どのような意見があったのか、また、それに対する対応はどのようにされる考えか、お答えください。

次に、認定制度と入園申請について伺います。

認定制度について、ことしの秋には入園の手続が始まると思いますが、認定について、今現在入園している子供たちについてはどのように対応するのか、また、新しく入園する子供たちについてはどう対応するのか。また、その際、認定について自治体が行うのか、事業者が行うのかお示してください。

認定については、8時間と認定された方が、仕事がどうしても終わらず長くかかってしまい、帰りが1時間とか2時間遅くなってしまった場合、どのような対応となるのかお答えください。

次に、高浜市では家庭的保育を行っており、5人の子供を2人の大人が見守りしています。一日を午前の部と午後の部と2つに分けて見守りをしています。要するに、4人の方が一日を分けて見守りをしておられます。以前から、この点について、せめて一日を通して面倒を見る人がいないと、小さい子供は精神的に不安定になると指摘してきましたが、厚労省からも、一日を1人

の人が子供をフルで見るといふと補助金は出せないとか言われていると聞きました。その点で、どのように対応されるのかお答えください。

次に、市内の認可施設が3種類にふえていきます。これらの施設に対する行政の指導や周知等について、新制度の小学校入学前の施設が現在幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育所とあるのが、新制度移行後、新制度の枠に入るか、入らないか、入ると、もとの形には戻れないとか、また、入ると認定をとらないといけないなど制約があると聞いています。西尾市は、今までどおりで行っていくと決めたそうですが、高浜市はどうされる予定なのかお答えください。

次に、学童保育の課題について伺います。

子ども・子育て支援新制度によって、就学前の子供たちの保育・教育にかかわる国の制度が大きく変わることになり、市町村も初めて学童保育の基準を条例で制定することになるなど、市町村の施策も大きく変わることになります。

学童保育は、共働き、ひとり親家庭等の小学生の放課後、土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業中は一日の生活を継続的に保障することで、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的、役割を持つ事業や施設です。1947年に制定された児童福祉法では、保育所については保育園の実施義務が課せられていましたが、学童保育については明確に位置づけられておらず、小学生を持つ働く親たちは、やむを得ず共同保育所を立ち上げたり、民間保育所が卒園児を預かり、学童保育所を始めるなどして作られてきました。

各地に学童保育が広まる中、1967年に結成された全国学童連絡協議会は、憲法や児童福祉法の本質から見て、働く親を持つ小学生の放課後の生活が保障され、健やかに育成される権利があり、国や自治体に学童保育の整備を行う責任があるとして、学童保育の制度化を求めてきました。何度も国の制度確立を求める国会請願を取り組み、国会で三度採択されたものの、政府の回答は、児童館において、これらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子ども会等の地域組織の育成等に努力しているところであると学童保育の必要性すら認めないものでした。

しかし、70年代、80年代と学童保育はふえ続け、91年に国として学童保育の必要性を認め、補助制度が創設されましたが、法制化されたものの、国の制度には大きな問題点があり、公的責任が曖昧、最低基準がつけられていない、予算措置が曖昧で補助金も大変少ないなど3つの大きな問題点があり、市町村や施設によって千差万別な実態となっていました。

高浜市も保育士資格者を持っていた方が運営しておられましたが、その後、シルバー人材センターの社員に切りかわりました。もちろん、一人一人は一生懸命仕事をしていただけています。現在、半数近くの市町村は学童保育に関する条例を持っておらず、また、既に学童保育の条例を制定している市町村でも、職員や施設などに関する基準が盛り込まれていないものがほとんどです。そこで、市町村に可能な限り早期に条例を制定することと呼びかけています。この呼びかけに対して、高浜市はどのように応えようと考えてみえるのでしょうか、お答えください。

また、国が示した守らなくてはならない基準は、1カ所に資格のある指導員は1人以上となっています。この点はどのように考えてみえるのでしょうか。

次に、町内会未加入世帯について。

湯山町の一部地域で町内会役員が決まらず、加入していませんが、今後の対応について伺います。

防災訓練等、市として取り組む活動に対してどのように対応されるのか、また、広報やごみ袋が各世帯に届かない現状をどうするのかについて伺います。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、内藤とし子議員の1問目、子ども・子育て支援新制度導入に関しての課題についての（1）第1回目の会議でアンケートを集めた際、どのような意見があったのか又それに対する対応についてはどうする考えかについてお答えいたします。

子ども・子育て支援法等の関連3法の平成27年度からの本格実施に向けて、高浜市子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があることは御案内のとおりであります。その際には、教育・保育事業等の見込み量を算定することが必要となりますので、アンケートはその見込み量算定のための数値的基礎資料の役目を目的として実施いたしました。

このアンケートは、平成26年1月に就学前の子供を持つ保護者の9割を超える3,089名に対して、例えば、「1日当たりの就労時間」や「就労したいという希望はありますか」等の32項目にわたる内容で、時間等を記入及び選択する方法で実施し、このうち1,467名分を回収、回収率は47.5%でありました。

先ほど申し上げましたように、アンケートはあくまでも見込み量算定のための数値的基礎資料の役割を目的として実施しておりますので、アンケート結果については各個別意見を踏まえて計画に反映するというものではなく、各調査項目の分布傾向等から導き出される見込み量を算出した上で計画に反映させていくという対応となります。

現在は、その結果を分析して、必要となる教育・保育事業等の見込み量を算出し、その必要量をいつまでに、どのように確保していくかの素案を作成している最中であり、今後、高浜市子ども・子育て会議での議論を踏まえ策定していくこととなります。なお、それがお示しできる状況になりましたら、アンケート結果とあわせて説明をさせていただきたいと考えております。

次に、（2）認定制度と入園申請についてお答えいたします。

新制度では、3歳以上児の保育を必要としない児童は1号、3歳以上児の保育を必要とする児童を2号、3歳未満児の保育を必要とする児童を3号として認定する制度となっております。

保育の必要性の認定は、保護者からの認定申請に基づき市が認定することになりますが、この事務処理については、入園申請の際にあわせて申請していただき、入園事務と同時進行で実施することを予定しておりますので、特に混乱が生じるということはないと考えております。

また、保育を必要とする基準については、国が施行規則において経過措置は設けるものの、月48時間から64時間の範囲内で就労していることという内容を規定する意向であり、近隣市では3歳未満児においてこの範囲以上で運用している自治体もありますが、本市では年齢に関わらず、これまでも月60時間で対応しており、国が検討している保育の必要性の認定に係る事由についてはこれまでと変わらないスタンスで対応できると見込んでおりますので、これまでの利用者と今後の利用者において、特に違いはないと考えております。

次に、（３）小規模保育の課題についてお答えいたします。

国の新制度により、保育園、認定こども園等の施設に通う利用者を対象とした施設型給付や地域の実情により設置・運営される小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等に通う利用者を対象とした地域型保育給付がされることとなります。地域型保育給付の対象となる事業で、本市において重要な役割を担っているのは家庭的保育であります。

3月定例会一般質問において、家庭的保育については待機児童軽減に効果的につながるよう、保護者にとって利用しやすい環境に改善する必要があるということで、子ども・子育て関連3法の平成27年度施行に伴う地域型保育給付の活用による保育料の軽減を検討してまいりたいと考えていることを答弁いたしましたように、現在検討のほうを進めておる最中でございます。

具体的には、以前、家庭的保育についての国の見解を確認した際に、本市のような午前、午後でスタッフが交代する手法は補助対象としては認められない、ある程度の時間や日数を核となるスタッフが対応すべきであるとの回答をいただいていることから、その点の解消を目指し、午前、午後交代で運営している3カ所の介護予防施設の家庭的保育については、現在、国のガイドラインに沿った子育て家族支援者養成講座を受講された認定者を中心としたスタッフが保育しておりますが、これまでどおりその方々に活躍していただく考えで、核となるスタッフもその認定者より選定する方向で調整のほうをしております。

次に、（４）市内の認可施設が3種類に増えるが、これらの施設に対する行政の指導、周知等についてお答えいたします。

これまでも民間の保育園、認定こども園については、規程に基づく指導監査は認可権者である県が実施しております。また、市は入園許可権者が市である民間保育所はもちろんのこと、直接契約である認定こども園の保育園機能において、利用者が円滑に入園できるように入園説明会や面接等の各種場面において、市が主体的に関わって実施しております。その点については新制度においても変わらないスタンスで実施していくことになると考えております。

最後に、（５）学童保育の課題についてお答えいたします。

平成27年度当初からの子ども・子育て関連3法の本格稼働により、放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブの対象が小学校6年生までに拡大されます。その対応については、昨年12月の一般質問でも答弁させていただきましたが、小学生、特に高学年における自主性、社会性の育

成は非常に大事なことでと考えております。したがって、児童クラブを利用するという選択だけでなく、仲間と自由に遊んだり、親も安心して送り出せる居場所を提供することで、子供には、そちらで自分の自由に過ごすという選択ができるような、子供の自主性を重んじる環境を整えることが重要であるとと考えております。

そのため、児童センターを長期休暇も含めた居場所として活用する方法を考えていきます。今年度においては、平成27年度に向けた居場所確保の試行的な事業として、児童クラブのニーズが高い吉浜児童センターの夏季休暇中の休館日を平日の火曜日から日曜日へ変更したり、就労等の一定の要件により、弁当持参で全センターを一日中利用可能にすることを実施してまいります。

あわせて、市内5小学校で実施しております放課後居場所事業との連携も検討し、平成27年度には年間を通じた居場所の提供をすることで、児童クラブを希望する児童と新たな形式の居場所の利用をする児童がうまく共存できるよう考えております。

このことは、子ども・子育て支援事業計画の策定にもかかわることでもありますので、子ども・子育て会議の御意見も十分お聞きしながら検討を進めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、内藤とし子議員の2問目、町内会未加入世帯について、（1）湯山町の一部地域で町内会の役員が決まらず、加入していないが今後の対応について、（2）防災訓練等、市として取り組む活動に対してどのように対応されるのか、（3）広報やごみ袋が各世帯に届かない現状をどうするのか、以上3点の御質問についてそれぞれお答えさせていただきます。

まず、湯山町の一部地域で町内会の役員が決まらず、町内会に加入していないという現状につきましては、湯山町4丁目の雇用促進住宅高取宿舍と、8丁目の湯山宿舍の全世帯が平成26年度から湯山町町内会を退会している状況にあることは承知いたしているところであります。

平成26年1月1日現在での高取宿舍の町内会加入世帯が126世帯で、湯山宿舍が88世帯という状況であり、平成26年度に湯山町において200を超える世帯の方が町内会から退会したことになります。

退会の原因となった主な理由としては、伺ったところによれば、両宿舍の自治会から湯山町町内会へ平成26年度の新理事の選出ができなかったことにあるとのことであり、その背景として、雇用促進住宅の住民構成が外国人世帯や高齢者世帯が多くなってきたことにより、町内会理事の受け手が年々いなくなってきたことが挙げられております。

町内会への加入に対する市の考え方でございますが、私どもといたしましても、地域のコミュニティを維持し、いざというときお互いの顔が見える関係を大切にしていくためには、町内会への加入促進を図ることが重要であるとと考えており、各町内会とも連携しながら加入促進を図

るための取り組みを行っているところであります。

例えば、町内会が作成した、それぞれの町内会ごとの特色を示した加入案内のチラシを市役所1階の市民窓口グループに備えておき、転入者があった場合に該当の町内会のチラシをお配りし、町内会への加入について御案内するなどして、まずは町内会を知っていただくためのきっかけづくりを行っております。また、市の広報紙においても、町内会が実施したイベント実施主体が町内会であることを強調してお知らせするなど、町内会の活動をPRし支援しております。

ただ、町内会は、あくまでも地縁に基づく地域住民の自治組織でありますので、地域住民による運営の自主性、主体性が確保されているということが重要であり、行政は町内会の運営や活動に対し、安易にあれこれと口出しできる立場にはございません。

したがって、町内会へ加入する、しないという意思決定につきましては、最終的には地域に住んでみえる方の判断に委ねられることとなりますが、地域による相互扶助の中で安心して生活していただくためにも、今後とも、それぞれの町内会と連携し、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

そこで、御質問の今後の対応についてでございますが、市といたしましては、町内会を退会された方々が、再度、町内会に加入していただくことが、この問題に対する最善の解決策であると考えており、実際、湯山宿舎におきましては、町内会に宿舎全体で再度加入したいということで、個人的に相談に見える方もおみえになります。こうした方々が中心となって、湯山宿舎の自治会内で話をまとめていただき、町内会の新理事を選出することができれば、再加入への道が開けると考えております。

したがって、市といたしましては、できるだけ早く新理事の選出が可能となるよう、引き続きこうした相談に対応していきたいと考えております。

また、この御相談を受けた個人の方から、町内会に加入することの重要性、必要性について、行政から宿舎の方々に説明していただけないかとの話をいただきましたので、湯山宿舎の自治会から正式な御要請をいただければ、御説明に上がりたいと考えております。

一方で、高取宿舎につきましては、現在のところ、改めて町内会に加入したいといった個別の御相談は受けておりませんが、市のほうに話があれば、湯山宿舎と同様に対応していきたいと考えております。

ちなみに、湯山町の町内会長さんの御意見としては、年度の途中であっても、町内会への再加入していただくことは歓迎するとのことであり、既に、町内会の現理事さんにもその旨を伝え、皆さん了解しているとのことでもあります。

市といたしましては、それぞれの宿舎の自治会において、改めて町内会に加入していきたいという御意見がまとまれば、町内会長さんにつなげてまいりたいと考えております。

次に、(2) 防災訓練等、市として取り組む活動に対してはどのように対応されるのかでござ

いますが、まず、それぞれの自治会において、消防法に基づく避難訓練を実施されているとお聞きしており、安否確認などの訓練はこうした自治会による避難訓練を通じて実施することが可能ではないかと考えております。

また、避難所の開設や運営に係る訓練に関しましては、高浜中学校が両宿舎の避難所として考えられるところであり、今年度、翼まちづくり協議会におきましては、防災訓練の一環として、高浜中学校での避難所開設訓練の実施が予定されております。翼まちづくり協議会の避難所開設訓練に対する考え方といたしましては、有事の際は、町内会に加入しているか、していないかにかかわらず、避難された方が対象になるので、町内会未加入の方であっても避難所の訓練に参加していただきたいとのことであり、両宿舎の方の参加も受け入れていただけるものと考えております。

今後とも、翼まちづくり協議会では、高浜中学校と翼小学校において避難所開設訓練を交互で実施する予定とのことで、避難所開設訓練に参加する意思のある方であれば、町内会への加入の有無にかかわらず、どの学校でも参加は可能であると考えております。

また、翼まちづくり協議会が実施しております防犯・防災運動会につきましても、学区の住民の方であれば、町内会未加入者の方も参加していただきたいとのことで、防災訓練だけでなく、こうした行事などへの参加も可能であると考えております。

ただ、こうした訓練や行事の参加に当たり、開催時期、開催内容といった情報をどのように取得していくかという課題がございますが、市といたしましては、広報たかはまや公式ホームページなど、あらゆる手段や機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

なお、宿舎自治会におきましては、独自で防災訓練を実施したいという御意向があった場合は、市といたしましても、その取り組みを支援してまいりたいと考えておりますので、御相談があれば前向きに対応してまいります。

次に、（３）広報やごみ袋が各世帯に届かない現状をどうするのかでございますが、まず広報の配布の件につきましては、町内会未加入者の場合、市役所や各地区公民館などの公共施設のほか、コンビニエンスストアなどにも広報を設置しておりますので、そこで入手していただくこととなります。

しかしながら、両宿舎の代表者の方からは、年度当初に広報の配布に係る御相談があり、中央公民館に両宿舎の分を合わせて200部を余分に設置して欲しい旨の御依頼を受け、毎号そのように設置しているところであります。

この広報を、それぞれの宿舎自治会の代表者の方がとりに来られ、その後の配布につきましては、それぞれの宿舎の自治会内で対応していただいているところでありますので、この対応により、広報につきましては今までどおり両宿舎の世帯に届いている状況となっております。

最後に、市指定のゴミ袋の配布の件でございますが、町内会未加入者につきましては、広報と

同様、市役所で配布しておりますが、この機会をリサイクル等に関する貴重な情報提供の機会であると考えておりますことから、市役所にお越しいただくこととしております。

しかしながら、宿舎の自治会の方から、町内会未加入世帯の複数の世帯から依頼を受けた人数分を代理の方が代表で受け取り、依頼を受けた世帯にゴミ袋を配布することは可能であるかとの相談があり、高齢化が進んでいる雇用促進住宅の現状も踏まえた場合、代理での受け取り・配布については可能である旨を回答させていただいているところであります。各宿舎の自治会内において、ただいま御説明した代理受領の方法を御検討いただければ、今までどおり各世帯に届けることが可能であると考えております。

いずれにいたしましても、サービスが後退しないよう、市といたしましても臨時的、一時的な対応をしておりますが、自主的かつ主体的な運営を基本といたします町内会でございますので、今回の問題につきましては、最終的には、従前のように両宿舎の自治会とも町内会に加入いただくことが最善の解決策であると考えております。

今後とも、両宿舎自治会と話し合いを続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） じゃ、再質問いたします。先ほども言いましたが、これからは雇用形態が多様化している中で、単純に短時間と標準時間に分けるということなんですが、例えば複数の仕事をしている方はどうなるのかという問題。それから、優先利用の対象としては、ひとり親世帯とか生活保護世帯の就労の問題とか、生活中心者の失業による就労とか、いろいろ書かれていますが、けれども、高浜なんかは待機児童が多いわけですよ。特に、3歳未満児に多いわけですが、ことしも1歳児で15人でしたか、おられますが、新制度になったからといって子供を入れる入れ物のほう、施設のほうが大きくなるわけではないと思いますので、そこで、地域でどこまで優先利用が認められるのか懸念もされているところですが、その点では待機児童という問題、どのように考えてみえるのかということと、それから、もし、毎日同じ時間に終わる仕事じゃない場合に、例えば、イオンで荷物を整理するような仕事があるんですけども、そういう仕事してみえる方が、きょうはこの仕事を終わるまでやっていってくれと言われるようなことが結構あるんですが、そういう場合に、時間が遅くなった場合どういうふうになるのか、まずお示ください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今の質問、大きく3つあったと思いますけれども、まず1点目の複数の仕事をしている場合ということで、これは新制度だからという話ではない部分もありますが、今でも現状複数で仕事されている方もいますので、そのところについては、その複数の仕事の雇用状況、雇用形態を見て、それを踏まえて総合的に判断しているという形になりますので、

これが2号認定、3号認定のところにおいても、そのところは大きく変わらないのかなと考えております。

2点目の待機児童の話なんですけれども、今、待機児童、先ほど、議員おっしゃられましたように、今年度4月1日現在の待機児童というのは1歳児で15名、これは昨年度も15名でございます。これは今年度、26年度に新たに2園できたにもかかわらずふえたというところで、これは掘り起しがあつた部分ではないかなと思っておりますけれども、そのところについて、じゃ、どのように対応していくかというところでございますが、現在、1つの考え方としましては、家庭的保育が25名、今定員があるんですけれども、こちらのほうが利用料金の件ですとか、またお弁当であるとか、そういうことを踏まえて初年度13名のスタートであります。

要するに、十数名ほどは空いた状態でスタートしておりますので、そういったところを先ほども答弁の中にさせていただいたように、家庭的保育の地域型保育給付をもらう体制を整えることで、そのところを保育料ですとか、そういったところに反映させていくことで家庭的保育を利用しやすくするというところで、そのところはそちらのほうに利用者が流れていくんではないかな。そうすると今ある制度、仕組みが効率的に回っていくんではないかなというふうに考えております。

最後の時間のところですかね、これも新制度だからという話ではなくて、今現在でも、その日にどうしてもというところがある場合は、それは園の中で調整してやっておりますので、一応、認定するに当たっては大体通常これぐらいだろうという、短時間が8時間、長時間が11時間というところがありますので、その照らし合わせての判断になると思いますけれども、日々の動きとしては園運営の中で対応していくことになるんだろうなと考えております。

以上です。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 短時間と標準時間になっているのを、園の運営の中でやっつけられるというお話ですが、そうしますと、短時間に決まっていたけれども、たまたまある日はちょっと時間がおくれたという場合に、延長保育料は徴収はされないということで承知していいのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今、現在におきましても6時から7時までの利用がある場合につきましては、延長保育料というのをいただいております。それは月2,600円という形でいただいているんですけれども、今、現状においても、例えば、この日急にちょっと遅くなっちゃったとかいうところがあるとき、そのところに対してそれをいただいているということはありません。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、利用者負担の額についてお聞きしますが、保護者の世帯の所得状

況を勘案して決めることになるというふうに記載していますが、保育短時間認定の子供は保育標準時間認定の子供の98.3%で設定されると、認定時間を超えて利用した場合、今の場合はかからないというお話でしたが、保護者も、施設も利用時間の管理が必要になると思うんですが、例えば、この日からどうしても遅くなるような場合に、管理時間、要するに迎えが来た時間などは各担任の先生方の責任ということになるのかどうか。認定こども園は、私立幼稚園と同じように直接契約なので、上乗せ徴収が可能になるんですね。上乗せ徴収が払えない家庭や子供が排除されかねないと、この点ではどのように考えてみえるのでしょうか。市町村が定める額よりも必要経費を上乗せして徴収することも可能だというのですが、せめて今の認可保育所の制度と同じように、自治体の同意を前提にするぐらいの規制をすべきだと思うんですが、保育料の上乗せ徴収のある認定こども園に貧困家庭は入れません。こういう貧富の格差を保育の中に持ち込むことにもなりかねません。保育についての上乗せ徴収は、本来、行うべきではないと考えますが、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今の上乗せ徴収という部分の考え方ですけれども、こちらは多分、私立幼稚園のところのことを言っているのではないかなと思いますけれども、私立幼稚園では国のほうがこれぐらいの市町村民税の対象の家庭だと幾ら、このぐらいの市町村民税の課税家庭だと幾らというのを示してきています。

それに対して、それはあくまでも今までの全国平均を踏まえて定めてきたというところでした、私立幼稚園によっては、その金額以上にやってきているところもありますので、そういったところについては、当然、今の国が規定してきている額以上でやらないと、これまでの運営ができないうところがありますので、そういうところは上乗せ徴収というところの考え方も出てくるかと思えますけれども、今、国が示されている額よりも、例えば高浜市内にあります園については、どちらかというと授業料は安い状態になっているのかなと思っておりますので、そここのところについては、園のほうからもそのところについて、今、私立幼稚園、翼の幼稚園機能も含めて2園ですけれども、そここのところからその部分について、こちらに、こういうふうにしたいとかいう意向のところは聞いてはございませんので、今の現状のところをベースにして考えられているのかなと、こちらとしては捉えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 幼保連携型認定こども園の場合、保育料の徴収は施設が行うことになって、徴収できないときは園の損失になると。さらに、直接契約なので、契約業務や保育料徴収、利用時間管理など事務量が大幅にふえるということなんです、そのことは市内の保育園の方たちはみんな御存じなんではないでしょうか、お聞きします。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 認定こども園そのものが、今現在、直接契約でやっております、今現状でも保育料のところ、幼稚園の授業料を含めてみずから徴収しておりますので、そのところについては変わらないのかなと思っております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 今と変わらないということなのですが、その上に、いろいろな実務といえますか、事務手続きがふえるということになるんですが、その点はどういうふうに見てみるのかということと、次に、認可保育所より基準を緩めた小規模保育や保育ママ事業など、多様なサービス類型にそれぞれ違う基準が設けられると聞いています。この点ではどのように対応されるおつもりなのかお答えください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 1点目の認定こども園における授業料、保育料の点ですけれども、この点については、やはり先ほどからも回答させていただいているように、今、現状行っておりますので、事務量としても大きくは変わらないのかなと。

ただ、施設型給付という形になったときに、認定区分というのが一応ありますので、その管理というのは必要になってくるかもしれませんが、いずれにしても大きく事務として変わるものではないのかなと思っております。

また、あと、小規模保育、家庭的保育等のそういった地域型保育給付に係る基準のところというところをございますけれども、こちらにつきましても、国のほうが厚労省令というのをを出しております、それに基づいて各市町におきましては条例化をすることが定められておりますので、今、現状私どもも条例のほうを策定するよう検討しておる最中をございます、基本的に参酌すべき部分、従うべき部分というところがありまして、その参酌すべき部分で、どこまで市の独自性とかいうところを加味するかということになると思いますけれども、逆に従うべき部分というところで、家庭的保育につきましても猶予期間はありますけれども、将来的に、例えば食事の提供、そういったところをしていきなさいよというところがあります。ただし、これは調理室を設けなくても、例えば外部搬入でも可というところもありますので、そういったところをある程度の猶予期間を設けながらやっていきなさいよというところもありますので、どちらかというところと高浜市の今のこの状態においては、地域型保育給付の対象にするということになると、そういったクリアしなきゃいけないハードルというのも出てくるかなと思いますので、そちらのほうを今検討しながら進めていこうというところをございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） さらに、今、小規模保育について、家庭的保育について、給食などは外部搬入も可とするというようなことも言われましたが、今後の、要するに検討課題というようなお話がありました。

やはり、子供を同じように保育しているということについては変わりはありませんので、保育水準に格差が生じるのは問題だと考えます。さらに、最低基準は市町村条例で設定することができると伺っています。認可基準に近づける必要があると考えますが、この点ではいかがお考えでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今、国が定めております内閣府省令の家庭的保育などに関する、設置運営に関する基準というのが出ておるんですけども、こちら、もともと家庭的保育などにつきましては国が出しておりましたガイドラインをもとにつくられておるものでございまして、私どもも、このガイドラインをもとにこれまで家庭的保育を運営してきて、適切に運営してきているという自負がございますので、それに沿った形態で運営していけば今後もいいんであろうという認識でおりますので、それに基づいてつくられた国の省令を参酌しながら基準については考えていくというスタンスでございます。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ぜひ、乳幼児期は人間としての基礎を築く大切な時期でもありますし、子供たちは毎日友達と遊んだり、生活する中でさまざまなことを学んでいきます。この学びは全ての子供たちに保障されるべきものだと思います。ぜひ、認可基準に近づける努力をしていただきたいと思います。

それから、横浜市で企業が経営している保育園の問題が新聞や週刊誌で報道されています。横浜市の民間361園を調査した結果、社会福祉法人の人件費比率が平均71%、これに対して企業が経営する保育園の平均が53%。ということは、人件費を削って得た多額の余剰金が法人本部やほかの施設に流出しているということなんですね。

企業に対しては、行政の監査の厳格化、連結子会社との取引禁止、保育士の正規化、決算公開などを求めていく必要があると考えますが、高浜市にも株式会社の保育園ができましたが、この点をどうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 議員おっしゃいますように、この4月に吉浜さんさん保育園ということで株式会社が運営する保育園が運営開始しておりますけれども、こちら、先ほど答弁の中にもありましたように、運営の認可した認可権者が県のほうが指導監査をするというところもありまして、その中で私ども市のほうもその間に入っているいろいろ調整して、現場に出向いて、一緒に内容を聞いたりしてということをやっているんですけども、吉浜さんさん保育園におかれましては、県の指導監査のほう、私どもの運営のほうがしっかりできているのか、そういうところを客観的な目で判断していただきたいというところもあって、県のほうにできれば早目に見ていただきたいという意向もあって、この7月に県の指導監査が入ることになっておりますので、私

ども、やはり運営するに当たっては、そういった姿勢というものが大事なかなと思っておりますので、今回の株式会社吉浜さんさん保育園におかれましては、そういったところを示されて、みずからそういう姿勢を示しておりますので、今言ったいわゆる全国的な話の中と一緒くたにする内容ではないかなというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） さんさん保育園については、早目に監査を行うというお話ですが、まだ始めたばかりで、やはり、特に始まったばかりは緊張してやってみえると思うんですね。ですから、この後、もちろん7月も大事ですが、今後も十分に行政の監査の厳格化や連結子会社との取引禁止、保育士の正規化など、きちんと行っていただきたいと思います。

次に移ります。

乳幼児期の保育については、貧富の差など家庭の経済状況に左右されずに、全ての子供の発達や生活を等しく保障するために、市町村、都道府県、国が積極的に児童福祉保障の責任を果たすシステムとして、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任が規定されています。これに対して、改正認定こども園は市町村の保育実施責任は位置づけられていません。運営については私立幼稚園と同様に、保護者と園との直接契約であり、園の責任で対応するシステムになります。このように幼保連携型認定こども園については、保育所対象児童を受け入れながら、児童福祉保障のシステムは位置づけられていません。このような不備がある新制度をわかっていて押しつけるといいますか、この制度でやっていっていただくこととしてみえるのかどうか、その点、お示ください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 児童福祉法におきましては、議員、最初の質問の中にもありましたように、第24条の取り扱いについて、国のほうでもいろいろ議論された結果、今、現状の形になっております。24条では、1項で保育所に入る児童については保育をしなければならないと。また、認定こども園での家庭的保育事業などにおきましては、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないというところで、私どもとしては認定こども園、家庭的保育におかれましても、こども育成グループ、全て幼稚園、保育園を含めて一元化した1グループの中で完結しております、そのところについては保護者にとって、保護者が利用するに当たって不利益をこうむってはいけませんので、そのところについてはこれまでも認定こども園に対して直接契約であるところに対しても主体的にかかわってきたという先ほどの答弁と同様に、今後におきましても、その姿勢については変わらないものと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 私の言い方が悪いのか、なかなか理解していただけないようですが、この点、今後もやっていきたいと思っております。

次に、保育所は、養護と教育を一体として実施されてきました。保育所保育要領を作成し、小学校への送付も義務づけられています。保育所の教育機能は法的にも、社会的にも、明確に位置づけられています。

新制度では、教育と保育を区別しています。教育と切り離された保育は、託児や預かりに逆戻りする危険があります。保育についての狙いや内容が記述されておらず、ゼロ歳から就学前までの発達過程について書かれていません。そのことを担当は知っておられますか。

それと、3歳以上の教育に比べて保育は重要ではないとの誤解が生じるおそれもあります。さらに、幼保連携型認定こども園は1号認定の子供がいてもいなくても学級編制が必要になります。学級編制による時間は1日4時間です。一日を保育園で過ごす子供の保育が軽視されています。学級編制により、午前と午後を、教育と保育とに区切ることはどう考えても有益なこととは思えません。この点ではどのような見解を持ってみえるのでしょうか、お示してください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、幼稚園、保育園における教育・保育の面というところがございますけれども、高浜市におきましては、保育指針、教育要領等を踏まえまして、幼保一元化したときから幼稚園、保育園共通カリキュラムというのをつくって、幼稚園、保育園あわせた形で運営していくということを意識しながらやってきたものでございますので、そのこのところについては今後も同様というふうに考えております。

また、4時間というところがございますけれども、こちら、幼稚園のところについては4時間というところで国の指針というのは前からある状態です。それに基づいて、当然、給食を提供したりというところも踏まえて、例えば公立幼稚園でも朝8時半から2時半までの6時間というところの中でやってきており、これは市内のほかのこども園でも大体、おおむね同様の形で行っておりますので、そのこのところが生活が大きく変わるというふうな認識は、私は持っておりません。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 学級編制による時間が1日4時間ということなんですが、これを6時間でというのは、本当に子供たちの生活を見た場合に、最低6時間ぐらいというか、6時間なければいけないと思うんですが、それはいいんですが、教育と保育に分けてある、幼稚園は教育、保育園は保育ということなんですが、認定こども園でも、例えば、教育と保育に分けてしまうというようなおそれが出てくるわけですが、この点ではどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 先ほども申しましたように、保育指針、教育要領等、中身を見ていきますと、特に教育要領3、4、5のところ、保育園でいう同じく3、4、5のところの内容については、おおむね内容というのはほとんど変わらない状態です。

ですので、そのこのところについて、今でいう保育指針、教育要領等の中でやっていくところで、その部分に大きな変化がこれまでもあったということについては、私は思っておりませんで、そのこのところは規定がそういう状態になっておりますけれども、現場としましては、私ども、特に幼保一元化したときから幼保共通のカリキュラムというものをつくって運営してきておりますので、そのこのところについては今後も同じように考えているという、先ほどの答弁と同じことになります。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 新制度では区別しているけれども、高浜では一元化をしてきた中でそのようなことは考えていないし、それから注意をしていくというようなお話でしたが、こういうふうな新制度の中身がありますので、ぜひ注意をして、ぜひまた考えていただきたいと思います。

それから、保育士の不足が問題となる中、政府の産業競争力会議で育児経験のある女性を対象に准保育士資格をつくる案が出されました。保育士として働くには短大や専門学校を卒業するか、児童福祉施設で実践を積んだ後に試験に合格する必要があります。

准保育士は育児経験がある女性が3カ月程度の研修を受ければ取れるようにします。子供たち一人一人の発達に合わせて専門的知識を持った保育士が保育をすることと育児は違います。安易な規制緩和ではなく、子供の命を最優先に考えるべきで、准保育士をつくるなどとはとんでもありません。

保育士不足の大きな要因は低い待遇です。60万人が資格を持ちながら働いていません。厚労省の調査によると、保育士を希望しない理由のトップは賃金が希望と合わないためでした。3カ月の研修で、子供の命を守る保育の専門性が身につくとはとても考えられず、現場の保育士に責任が集中し負担がふえます。ぜひ、厚労省が言っている准保育士の制度化はやめていただくように、国に申し入れをしていただきたいと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） 今言われた、話しているのは、確かに新聞のほうでも私も拝見させていただく中で、どちらかという保育補助的な役割の方になると思いますので、この、そのものが悪いという、私は認識はなくて、それが、その方々が例えば補助という形で力を発揮できる場所はどこかにもあるんだろうなと思いますので、ただ、そのこのところについて詳細というのは国のほうからもきちんと出ていない状態でありますので、その中身を注視していくのが、今、現状かなと考えております。

○議長（磯貝正隆） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 国として、准保育士を入れれば潜在保育士の復帰を促すために処遇改善を掲げている厚労省の立場からいっても、そんなところに准保育士を導入すれば、准保育士を安い労働力とするなら保育従事者全体の賃金水準を下げることもつながりますし、資格要件の緩

和での人材確保ではなくて、保育士の賃金引き上げや処遇改善の予算をふやすことで准保育士をつくる案はやめていただきたいという声が出ているんですが、これ、以前にもそういう案が出ていましたが、反対意見が、世論が大きくなる中で中止しましたけれども、また出ていますので、ぜひ、これはやめていただくように国に要望していただきたいと思います。

次に、学童保育について伺います。

今年39人でしたか、待機児が出たそうです。新制度移行は待機児対策のためと言われてきました。今でも2年生でも入れなかったとか、3年生ではとても無理、無理など、点数で入れる、入れないと言われるそうですが、子供の環境によって親は必要と考えて入所を申し込んでいるわけですから、居場所事業や児童センターの運用と言われますが、これまでもその弾力運用といえますか、その運用で待機児が減っていないのですから学童保育をふやすべきではないかと思いますが、その点でお答えください。

○議長（磯貝正隆） こども育成グループ。

○こども育成G（磯村順司） まず、平成26年度の待機児童ですけれども、以前、議員お尋ねのときに私どもが言った内容が39とお伝えさせていただいたんですけれども、正式には36ということでしたので、そこは訂正させていただきます。

36人のうち4年生以上が6名いらっしゃるというところなんです。それ以外、要するに30名が3年生以下というところなんですけれども、その中で5時より前に親御さんが就労終わるという形の方が24名いらっしゃいます。というところで、児童センターというのが9時から5時までというところの中で、そこをうまく活用すれば今の大部分の方というのは、児童センターの活用をより利用しやすくして、年間、居場所として提供する中で、うまく児童クラブを利用される方と併用して、児童センターを使用していただけるとはならないかなというふうに考えております。

○議長（磯貝正隆） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） 今、待機児童の関係が出ましたけれども、子供の数の実績を見ますと、21年から25年につきましては平成22年度が一番多く、ゼロ歳から5歳なんですけれども3,128名、それから今後の将来推計を見ますと、平成31年についてはゼロから5歳児が2,627名という推計が出ておまして、ピークと比べますと500人ほど減っておるんです。

そんな状況で、今、待機児童が出ておるからといって、すぐにハード面に着手するということは考えておりません。今、リーダーのほうが言いましたように、今ある施設だとか、それから制度、こういったものを有効に活用して考えていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（磯貝正隆） 残り3分になりますので、12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） この前、議会で聞いたと思うんですが、高浜市の子供の将来予想数といえますか、余り、世間的には少子化で減っていくけれども、高浜市では減らなくて、若干ふえるというような数字をお聞きしましたけれども、特に学童保育では働いているお母さんたちがふえ

ていくと思うんです。特に、そういう面で今の状態ではとても待機児解消にはならないと思いますし、それから6年生まで入れるという新制度の枠組みの中では、特に待機児はなくならないと思いますので、ぜひ、その点を考えていただきたいと思います。

学童保育と居場所事業、放課後子ども事業は、目的も役割も違います。行政の都合で一緒にしないで、それぞれを充実すべきだと思うんです。居場所事業で、雨が降っても遊べるよう工夫することも必要だと思うんですが、雨が降った場合、子供たちはどうしているのでしょうか。翼学童など学校の校舎のそばの施設であれば、児童センターに雨宿りを兼ねて遊ぶこともできるでしょうが、東海児童クラブや中央児童クラブなど校舎から離れていては難しいと考えますし、それから、先ほども児童センターを利用というお話出ましたが、児童センターは、かばんを置いてこない児童センターで遊べないということがありますので、児童センターと反対方向の家庭の子供さんにとっては無理ではないかと思うんですが、その点ではいかがお考えなのでしょうか、お願いします。

○議長（磯貝正隆） はい、時間ですので打ち切ります。

それでは、内藤議員、自席へお帰りいただきたいと思います。

以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

○議長（磯貝正隆） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日、12日を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（磯貝正隆） 御異議なしと認めます。

よって明日、12日を休会とすることに決定をいたしました。

再開は6月13日午前10時であります。

本日はこれにて散会といたします。御協力ありがとうございました。

午後2時11分散会
